

令和4年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和4年8月22日（月）午前10時 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
野口指導主事 加藤指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第23号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について
 - 第24号議案 犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告及び承認に関する協議
 - (2) 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 9月・10月行事予定表について
 - (4) 議会の議決を経るべき事件
 - (5) 教育委員と市民との意見交換会について
 - (6) 橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する報告
 - (7) 犬山市認可保育所（（仮）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集について
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

| | |
|---------------|---|
| <p>教 育 長:</p> | <p>開 会</p> <p>ただ今より 8 月定例教育委員会を開催します。</p> |
| <p>教 育 長:</p> | <p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>おはようございます。前回 7 月の定例教でございますけれども、いろいろとご迷惑をおかけし、またご心配をおかけして大変申し訳ありませんでした。特に奥村委員には職務代理者として、また中村部長、長瀬監については事務局として、多大なご迷惑をおかけしたことについて深くお詫びをすると同時に、厚く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。コロナにつきましても、なかなか終息の兆しが見えてきません。ことにお盆過ぎには、犬山でも 200 名を超える新規感染者の報告がありまして、幼保小中でも子どもに加えて教職員の数も増えております。毎日のように 20、30、多い時は 40 というような感染者数の報告を受けているところでありまして、今は夏休み中でありまして、学級・学年閉鎖をしたり休校したりする、そんな措置を行う必要がありませんし、また給食についても提供を中止するという必要はないわけでありましてけれども、9 月以降こういった状況が続くとするならば、教育現場は大混乱をするだろうと心配をしているところでありまして。その矢先でありまして、文科省は複数の児童生徒が陽性であっても、家庭内での感染が明白であれば、閉鎖、休校は必要ないというような通知を出しているところでありまして。いずれにしても、閉鎖をするかしないか、給食を止めるか実施するのか、そういった判断をめぐって、教育現場は今後また混乱を避けられないだろうということも思っているところでありまして。</p> <p>この夏休み中、子どもをめぐっていろんな事件が起きました。お盆前には犬山の八曾で、扶桑町の小学校 4 年生のお姉ちゃんと小学校 1 年生の男の子が車の中で遺体で発見をされた。お隣の町でありますし事件の舞台が犬山だということで、のんびりは考えてはいれないわけでありましてけれども、そんな痛ましい事件がありましたし、またお盆過ぎには、東京の渋谷で中 3 の女子生徒が、もう全く面識のないお母さんと女性の方を包丁でさしたというような事件がありました。その理由は死刑になりたいとか、或いは自分の母親を殺したい。そうすると弟が 1 人になってしまうので弟も殺すその練習のつもりで、今回事件を起こしたというようなことも言っているわけですね。本当に、どういう世の中になってしまったのかなということを思うわけでありまして、そういった信じられないような事件が起きています。おそらく、その女の子はお母さんと一緒に並んで道を歩くという経験がなかったのかなあ。ですからそういった光景を見て、何となく羨ましさを感じながらもそういった犯行に及んだのかな。いろいろ思ってもしょうがないですけれども、何かやっぱりそうさせるものがあつたらうなということをおもわないではいられません。大切な子ども達が、事件の被害者にも加害者にもならないように、安心安全な社会を築いていけるように、私達大人が努力をしていか</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>なければならぬということを感じているところでございます。 それでは、8月の定例教を今から始めさせていただきます。よろしく お願いします。先ほど前回の会議録が回っておりますので、またご署名 をお願いしたいと思います。 それでは、付議事件の審議に入ります。</p> |
| 教 育 長: | <p style="text-align: center;">第 2 3 号 議 案</p> <p>第 2 3 号 議 案 「 犬 山 市 立 保 育 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て 」 、 事 務 局 お 願 い し ま す 。</p> |
| 上原課長: | <p>この案を提出いたしますのは、規則の中で定められている様式につ きまして、修正の必要があるため改正するものでございます。3 ページ以 降が規則で定められた様式です。3 ページから 6 ページが保育所での保 育を希望する場合の申込書様式、7 ページから 8 ページが幼稚園保育園 での教育を希望する場合の申込書様式となります。いずれも修正内容は 同じで 2 点あります。1 点目、3 ページをご覧ください。保育園入園申 込書、太枠内、上から保護者住所、氏名の次、連絡先です。修正前は父 母、いずれかの携帯電話番号、連絡のつきやすい方の電話番号を記載い ただくようお願いしておりましたが、父母いずれも連絡先を記入いた だくこととしました。2 点目です。6 ページをお開きください。6 ページ、 申請児童の世帯の状況のうち、1. 1 月 1 日の住所欄です。修正前は特 に父母の記載をしておりませんでした。必ず父母が市外と同じ住所か ら犬山市へ転入されるケースばかりではありません。保育料等の算定 の際、1 月 1 日現在の住所地での課税状況等を確認するため、 市外からの転入の場合は、父母それぞれの住所を記載できるよう修正 するものでございます。7 ページ、8 ページも同様の修正となります。</p> |
| 教 育 長: | <p>ただいま説明がありました。保育園条例施行規則の改正でありますけ れども、記載が 2 ヶ所変わったということでもあります。これにつ きまして何かご意見ご質問ありましたらお伺いをしたいと思います でしょうか。</p> |
| 田中委員: | <p>この連絡先をいずれかから双方 2 名ともという経緯というか、何か具 体的に問題が現場であったのかどうか、変更の理由をもう少し詳しく教 えてください。</p> |
| 上原課長: | <p>経緯につきましては、やはり一番はコロナの状況によるところでござ います。緊急連絡先ということで、ここは今まで記載をお願いしてお りましたが、連絡がすぐ取れるところということで、最低でも父母そ れぞれで携帯の電話番号連絡先を記載して、連絡を取れるような体制に したいということから、修正するものでございます。</p> |
| 教 育 長: | <p>緊急連絡ということで 1 ヶ所書いてあって、そこへ連絡してもなかなか 連携が取れないという状況があったんでしょうね、きっと。ですから お父さんお母さんどちらの携帯の番号も書いていただいて、どちらか かければ通じるのではないかと、そんな体制を取りたいということ</p> |

| | |
|-------|---|
| | だと思えます。 |
| 田中委員: | 参考までに、入園後この連絡先というのは、例えば春日井市の場合ですと、4名分ぐらい書く用紙がまた別途配られるのですが、そういう入園後さらに父母だけではなくて、例えば祖父母であったりとかそういう別の連絡先を聞いたりということは、犬山はされていますでしょうか。 |
| 上原課長: | 現場の方に確認をしないといけないところではありますが、やはりおじいさんおばあさんがお迎えに来られるご家庭もありますので、個別では把握しているケースもあると思えます。 |
| 教育長: | 一応今、回答がありましたが、確認をしていただいてまた何か付け足しとかあったら、また後ほどお伺いをしたいと思います。他どうでしょうか。 |
| 奥村委員: | いわゆるひとり親世帯の方は、片方だけでよいということだとは思いますが、例えば、ちょっと訳あって別居していて、知られたくないという時には強制ではないという、そういったようなことはありますでしょうか。 |
| 上原課長: | 事情により対応させていただきます。緊急時に連絡を取らせていただきたいということで了承いただいて、連絡ができる体制は整えるように、保護者の方をお願いをしているところです。 |
| 教育長: | これは入園申し込みの時の書類であって、実際入園後は、個々に多分連絡表等を作成して、必ず連絡がつくところを書いてくださいということをお願いをしているのではないかなと思えます。ですから、両方揃って見えるところもあれば、いろんな家庭があるものですから、お一人しか見えないところはお一人のことになるでしょうし、おじいちゃんおばあちゃんもお家で面倒みていらっしゃるようであれば、お父さんお母さんに加えておじいちゃんおばあちゃんも連絡先に書いていただくことになるかと多分思えます。他どうでしょうか。特によろしいですか。 では、第23号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第24号議案の審議に入ります。 |
| 教育長: | 第24号議案 第24号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、細則の中で定められている様式につきまして、修正の必要があるため改正するものです。3ページ4ページは保育園等を利用する際の支給認定申請書です。5ページ6ページは私立幼稚園等利用の際の給付認定申請書になります。今回の改正は、それぞれ申請者保護者氏名欄と、裏面税情報等の提供に当たっての保護者から |

| | |
|-------|--|
| | の同意の際の保護者署名欄について、押印廃止に伴い様式中の印を削除するものでございます。 |
| 教育長: | 押印を廃止するという内容でありまして、事務の簡素化ということでの一部改正であります。これについていかがでしょうか。特にないようであります。 では、第24号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 |
| | 通信及び請願 |
| 教育長: | 通信及び請願はありますか。 |
| 事務局: | ありません。 |
| | 協議・連絡 |
| 教育長: | 協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告及び承認に関する協議」について、事務局お願いします。 |
| 坂野課長: | 資料のNo.1をご覧ください。この報告は、令和4年7月13日から8月5日までの間に、犬山市教育委員会の後援名義使用につきまして承認をした事業について報告するものです。犬山市教育委員会で定めた取扱要綱に基づき、後援名義の使用について承認をしております。今回は7件の申請があり、うち新規事業が1件、継続事業が6件でございます。新規事業についてご説明をいたします。資料の2ページ目No.5でございます。令和4年度「わくわく自然体験あそび」、こちらにつきましては、栗栖地区にございます犬山市野外活動センターにおきまして、未就学児から小学生を対象といたしまして、野原等の自然を活用したネイチャーゲームやサツマイモ掘り等、ボーイスカウトの体験会を開催するというものでございます。続きまして、協議事項の方の説明をさせていただきたいと思っております。本日、追加資料としてお配りをいたしております資料No.1-1をご覧ください。協議につきましては、令和元年6月22日に開催をされた「ILC2019犬山シンポジウム」につきまして、犬山市及び市教育委員会の後援名義使用の承認をしておりましたが、今回、当該事業につきまして、犬山市が後援名義使用の取り消しを決定をいたしましたことから、市教育委員会の後援名義使用承認の取り消しにつきまして、教育委員の皆様のご協議をお願いしたいとして協議案件として上げさせていただいたものでございます。犬山市につきましては、当時、ILC2019犬山シンポジウム実行委員会主催の「ILC2019犬山シンポジウム」を、翌日の6月23日に開催されたA P T F 犬山支部が主催をしております「家庭連合フェスティバル」につきましては、別組織が行う別事業であるという説明を受けておりましたので、後援承認をしたところでございますが、現在取りざたされてお |

| | |
|---------------|---|
| | <p>まず報道等の状況を踏まえまして、この両団体につきましては、世界平和統一家庭連合及び天宙平和連合と関わりを持っておるということで、両事業の実態は一体であるということで見なさざるを得ないという判断に至ったという理由で、後援名義使用の取り消しを決定をし、当該事業に関する記事の公開に際しては、犬山市後援名義表記の削除を求めていくという決定をしたものでございます。文化スポーツ課としましては、犬山市と同様に、市教育委員会の後援名義使用承認につきましても取り消し及び表記の削除の決定をすべきものであると考えておりますが、この場におきまして、教育委員の皆様のご協議をお願いしたいということでございます。</p> |
| <p>教 育 長：</p> | <p>今の内容を大きく2つに分けたいと思います。まず最初に承認した事業報告、全部で7件ありました。1件新規、6件は継続ということですが、新規のボーイスカウトの関係であります。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。はい。特にこちらの方はないということで、次の2つ目のところへ行きます。3年前でありますけれども、犬山市も犬山市教育委員会も承認したという経緯があるわけでありまして、先日、前安倍総理が殺害をされた関係で、昔のいわゆる統一協会のいろんなことが明るみになってきまして、その関係がどうだこうだということは今、国じゅうで騒がれています。閣僚も選挙の応援をいただいたかどうかとか、そういった会が主催する会に出席したかどうかということが問われている時代であります。犬山市もそんな状況を見て、どっぷり関係があるのではないかと思われてもいけないものですから、まず犬山市の方は、早速、後援名義を遡って取り消す判断をいたしました。同じように犬山市教育委員会も後援名義を許可したわけでありますので、市と教育委員会が別行動を取るのではなくて同一歩調で行った方がいいだろうという判断もあります。先ほど坂野課長が説明したとおりでありますけれども、そうした対応についてご異議がもしあるようであれば、ご指摘をいただきたいと思いますがいかがでしょう。</p> |
| <p>田中委員：</p> | <p>異議ということではないですけど、社会教育の支援のあり方というか後援とは何かとか、いろいろと考えさせられるというか、またこういうことを機会に、本件だけではなくて、社会教育を進めていったら後援するしないということは、何を意味するのかというところは、検討していくいい機会としなければいけないなということを感じていたんですけど、この場合No.1—1のところ、後援名義使用を承認するしないのところ、政治的または宗教的な活動を目的とするものであれば、これは承認しないということだと思いますけど、具体的に今回の令和元年6月22日に開催された内容として、これは政治的宗教的な活動を目的としていたと判断したということであるのか、この主体が問題だったのか。その主体が、政治的宗教的に問題がある組織であれば取り消しということなのか、そうではなくて、活動された実態としての内容が政治的宗教的であったというふうに今回判断したのか、その辺りも随分変わってく</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>るのかなということがあって、当時、目的内容として、この内容からすると市長もパネルディスカッションに参加していたということで、市長も内容はおそらく把握していて、そこで、内容的にはこの政治的宗教的な活動ではなかったということで判断されれば、それはそれで内容としては問題ないけど取り消すということになるのか、それとも内容としても問題があったということになるのか、その辺り判断の具体的な内容を少し教えていただければと思います。</p> |
| 教育長: | <p>この辺り、僕が把握している段階であります、二部構成でこの会が行われて、前半の方はあまり宗教色が見られなかった。こちらの方は犬山市も教育委員会も後援申請があったので、これについては許可したと。ところが二部構成の後半の方がちょっとにおいが強かったので、こちらの方は許可をしなかったという経緯があったんです。こちらとこちらが全く切り離されているものかということ、もう本当に、こういう状況のようでありますので、とあれば、幾らこの事業の宗教色が無いにしても、同じような組織が開催した事業であれば、やはりこれは認めてそのまま継続すべきではないのではないかと。新規のものは審議をされますが、一度後援名義使用許可したものは継続して後援名義を出しやすい状況になるものですから、今後もしこういった組織からの申請があれば、当然事業内容を吟味して、許可をするかしないかを判断していくというふうに捉えていますけれど、坂野課長、どうですか。</p> |
| 坂野課長: | <p>はい。こちらにも書いてございますけれども、当初、説明としては、6月22日に開催されたシンポジウムの方と翌日の家庭連合フェスティバルという催事につきましては、別の団体が別の事業として開催をいたすものですという説明を受けておりました。そうした判断のもとに、後援名義の方を出したところでございますが、市長の方もどちらの催事にも出席をさせていただいております、23日のものについては、もう本当に宗教色の強い催事でございます、犬山市としてはこれは事業的に一体性を認めざるを得ないというか、一体性のあるものだというような判断をしたということです、こちらの初日に行われておりますシンポジウムにつきましても、後援名義については取り消すことが妥当だというような判断をしたところでございます。</p> |
| 教育長: | <p>この組織が、統一協会から世界平和統一家庭連合と名称を変更しましたよね。この会でも22日の会と23日の会と、ほとんど同じ組織が開催をしているにもかかわらず、主催団体の名前を変えています。22日はA P T F 犬山支部、23日はI L C 2 0 1 9 実行委員会。ところがやっているところは一緒なんですね。ですから、これについては正直にこういった会に後援名義の使用を許可してしまったということのを反省をし、遡って取り消す。今後こういった申請があれば、事業の内容を吟味して、許可をするかしないかを判断していくという考え方です。これについて、他に何かありますか。</p> |
| 田中委員: | <p>続きで、マスコミ的にそういうことを聞かれるのかなということで、</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>当時取り消さなかった理由というのは、当時は、統一協会との繋がりというのが十分確認できていなかったというようなことで、要は、内容的に問題だということなら当時取り消せばいいのに、なぜ当時取り消さなかったのですかという話になるのかなというところがあるのですけど。あと、許可した時点ではその繋がりというのが十分にわかっていなかったというような形になるのですか。</p> |
| 教育長: | <p>当時は、これについて議論しています。文化スポーツ課で議論してまして、確かにそういったにおいはしないわけでもないけれども、22日の会については、宗教色だとかそういったものが比較的薄かったんですね。ですから、取り消しをする理由が明確でないという判断をし、許可をしています。ところが今ここへ来て、こういう状況が明るみになってきて、これはちょっと危険だなという部分があるものですから、遡って取り消しができるものならしたいなということで、犬山市の方は判断をされました。それを受けて教育委員会はどうするんだ。これについて同じように許可をして、市と教育委員会の判断が異なってもおかしいだろうということも含めて、改めて教育委員会の後援名義も犬山市と歩調を合わせて、遡って取り消しをした方が適切ではないかという判断であります。全く知らなかったわけではなくて。</p> |
| 田中委員: | <p>なので、当時の判断も誤りではなかったということだと思っておりますけど、そうすると法的に非常にこれ難しい問題なんだろうなというふうに思うのですが、これで問題ないのだったらどうして取り消したのかという話にもおそくなるでしょうし、その辺りの行政的な説明ですね。その辺りをちょっと、どうするといいいのかなとちょっと気になったので。</p> |
| 教育長: | <p>はい。私も個人的には、その時はその判断で後援名義を許可したのだったら、何も遡って取り消さなくても、今後の事業については検討して、許可をするかしないかを判断すればいいのではないかなと思っていたのですが、その3年前の会に、どちらかという市長もパネルディスカッションに参加をしているだとか、いろいろこう疑われるような状況があったようなものですから、それも何とかゼロにはできないのだけれども、決してそういう繋がりがあったら参加をしたのではないということ、きちんとしてほしいというお気持ちから、そういう対応をされますので、教育委員会の方もそれに合わせてということでもあります。</p> |
| 坂野課長: | <p>よろしいですか。今回の後援名義につきまして、インターネットとかそういった場で、この催事について犬山市、犬山市教育委員会が後援しているという表記については、探しましたが出てこなかった状態ですけど、ただ当然その広報物とかも含めまして、この催事について犬山市及び犬山市教育委員会の方が後援をしていますという形であると、事業に対してお墨付きを与えたというような形で、犬山市と深く関係があるというような誤解を与えるということも懸念している部分もあまして、今回そういった後援の取り消しという形に対して、犬山市の方は、公表する際には、削除をしてくださいますということも求めていくという形をし</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>ています。当該案件につきましては、一応犬山市の弁護士の方にも相談をしております。弁護士の方としては法的には、後援の取り消しについては問題ない。これは市なり教育委員会の方の判断で、適切にさせていただければいいというような意見はいただいております。</p> |
| 教育長: | <p>おそらく今後もこの団体がいろんな事業を進められると思うのですが、かつて犬山市や犬山市教育委員会の後援をいただいていたというようなことが、活動の正当化のために使われてもいけないなということで、犬山市、犬山市教育委員会が後援していたということも、とりあえず事実から、まずは名前を消してくれということですね。そういうことでありますが、何かありますでしょうか。</p> |
| 小倉委員: | <p>私はいつも反対に後援依頼をお願いするほうの立場ですけど、窓口ではすごくきちんと対応されて、すごくチェックをされて、頑張っているのは事実だと思います。団体の代表の名前が変わっただけでも、これは本当にそうなのかという証明書を出してくださいとか、それでもう一度考えますというふうに、本当に細かいところまでチェックをいただいているなと思います。私たちも主催する時に、自分たちの団体名で出すものはわかりやすいですよ。世界平和何とかと出されたらわかりますけど、その1回だけのイベントのために作られた実行委員会の名前で出されたら、本当にわからないと思います。なので今回もこちらのILC2019犬山実行委員会という名前をつけられて活動されたら、本当にその会がどういう会なのかというのは、なかなか難しい。相手がどういう方なのかというのは、見つけるのは難しいなと思います。新規の方は特に、多分すごく配慮されて出されていると思うので、これからも本当に注意していくとかいろいろ本当に調べなくてはいけないという、そういう勉強になったなと思いますし、後援の承認を遡って取り消しにするというのは、これから先、向こうの団体の方に、犬山市としては支援できませんよというか、ちょっと壁をつくるというか、そのためには一ついいことではないのかなと思います。プログラム一つ一つはいいものかもしれないけど、その中で何を言っているかというのはやはり宗教ですので、その中にどういうふうに盛り込んでいくかなんてわからないので、それを私たちがいただいた資料だけで判断するのは難しいなと。なので、いいプログラムかどうかというそれだけで判断するのが一番だと思いますけれど、ある一定のところまで線引きをするというので、社会的に問題になっている団体のところからのものは、やはりお断りする方がいいのではないのかなと私は思います。</p> |
| 教育長: | <p>はい。ありがとうございます。今おっしゃったように窓口でいくつかチェック項目がありまして、このチェック項目をクリアしてしまえば、もう許可をしない理由がないんですよ。ですから、3年前のこの記録等を振り返ってみると、やはりその辺りがきちっとチェックはされているんです。ただ、上手にやっぱりそのにおいがしないような組み立て方をされてみえたようなので、後援名義を出さない理由がないということ</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>で、熟慮の末、使用を許可したという経緯がありましたので、ただ、今ここになってこういう事件が明るみになってきたものですから、いやこれまた犬山市、犬山市教育委員会がかつて後援名義を許可したというようなことが、上手く利用されてしまってもいけないなということも懸念するものですから、何とかそういった対応をしたいということです。他にどうでしょう。</p> |
| 渡邊委員: | <p>後援名義と併せて場所貸しというか、フロイデという市が管理する建物でやるという申請の方が多分先に出ていると思うのですが、その場所を借りることに関しても、そのような団体に対するチェックはないですか。</p> |
| 教育長: | <p>事業を開催する場合に、会場を例えば市の施設を使う場合に、そうしたチェックはあるかないかということですが、これについてはどうでしょう。</p> |
| 坂野課長: | <p>はい。基本的には公共施設につきましては、こういった団体であっても利用をするという権利がございますので、特定の反社会組織とかそういったものでない限りは、宗教団体であっても、利用申請をいただいた場合は却下をするものではないという認識をしています。従いまして、利用については出てくれば、内容にもよりますが、基本的には承認するという形にはなると思います。ただ、そこは後援の承認というのとは、ちょっと話が少し違うのかなというところではあると思います。</p> |
| 教育長: | <p>会場借用については、もう申請があった以上は貸さざるを得ないというのが現状なんですね。今後の後援名義の使用については、ここが出したからもう駄目だよということではなくて、ここがどういうものを出してきたかということ再度吟味をして、後援名義の使用許可するかしないかを判断したい。もう、全部が全部何が何でもここから出てきたものはもう許可しませんよという考えではないんですよ。事業の内容、どういう組織がどういった会をやるのか。それをチェック項目に照らし合わせて、許可をするしないの判断をしていくということになります。他はどうでしょう。よろしいですか。そうなりますと「少子高齢化と家庭崩壊問題」について、3年前の6月に開催をされた「ILC2019犬山シンポジウム」の後援名義については、遑って取り消すという判断を犬山市の教育委員会もしたということですのでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。お認めをいただきましたので、これについては犬山市と歩調を合わせて、教育委員会の方も今後手続きを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>では次「令和4年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p> |
| 大黒課長: | <p>資料No.2をお願いいたします。令和4年度の要保護及び準要保護等児童・生徒の認定についてでございます。前回のご報告で審査保留をされました世帯のうち、今回書類が整いましたので10世帯を認定とさせてい</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>ただきました。内訳としましては児童12名、生徒4名、計16名でございます。学校別の内訳は表のとおりでございます。合計として384名、認定率は6.9%、これは昨年度同時期6.4%なので、0.5%の微増となっております。</p> |
| 教育長: | <p>新たに10世帯、児童生徒16名が認定をされたという報告であります。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。特にないようでありますので、次へいきます。</p> <p>「9月・10月行事予定表について」、事務局お願いします。</p> |
| 野口主事: | <p>資料No.3をご覧ください。長い夏休みももう間もなく終わりを迎えます。9月1日から、また子ども達が学校に戻ってきてくれます。充実した活動ができるといいなというふうに思っております。差し当たって9月の冒頭には、自然教室、野外教室を迎える学校がございます。それから10月になりますと、各校、秋の遠足とか修学旅行など、学校外での行事を予定しているところが多数ございます。それから小学校では運動会、中学校では体育大会が予定をされておりますし、授業参観もコロナ禍ではありますが、やり方を工夫して各校実施する予定であります。それから10月3日から、後期の学校訪問が市内7校また始まってまいりますので、教育委員の皆様には大変お手数おかけしますが、どうぞよろしく願いをいたします。10月7日をもって前期が終わり、10月11日からまた後期が始まってまいります。</p> |
| 教育長: | <p>9月10月の市内の幼保小中の行事計画であります。学校訪問が10月3日からスタートするということではありますが、先ほど皆さんお集まりの正式な部分ではないですけれども、小中学校の学校訪問はあるけれども、幼保の同じような会があるといいなというようなご意見もあったものですから、また一度全部ではなくてもいいと思いますので、その時その時で1園か2園ぐらいピックアップしていただいて、幼保の現場も教育委員さんにご覧いただけるような機会があるといいかなということも思っておりますのでよろしくお願いします。行事計画について何かご意見ご質問おありでしょうか。よろしいですか。では次へいきます。</p> <p>「議会の議決を経るべき事件」、事務局お願いします。</p> |
| | <p><非公開></p> |
| 教育長: | <p>では次へいきます。</p> <p>「教育委員と市民との意見交換会について」、事務局お願いします。</p> |
| 上原課長: | <p>今年度の教育委員と市民との意見交換会「教育委員と語ろう」についてでございます。犬山市教育委員会基本条例第10条に基づき実施します。日時は令和4年10月30日午後1時から2時30分、場所は市役所2階205会議室です。本年度は子ども・子育てに関することをはじめ教育施策全般についての意見交換という形の内容とさせていただきます。なお周知といたしまして、10月1日号広報に掲載、10月15日号広報にて回覧、市ホームページにも掲載をさせていただきます。裏</p> |

| | |
|-------|---|
| | 面は、昨年度の意見交換会の回覧の資料でございます。また校正につきましては、この後、委員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。 |
| 教育長： | <p>10月30日（日）の1時から2時半まで、市役所の205会議室で、今回は子ども未来課の所管事項について中心に協議をしますが、実際にはもうそれ以外のこともいっぱい出てきます。今まででもそうでしたが、事務方に対する質問がほとんどでした。ですから私が司会をやらなくてはいけないから、どういうふうに持って行くかですけれども、いろいろ参会される方からご意見が出ますけれども、事務方が答えるのではなくて、教育委員さんとして皆さんどう思われますかというふうに話を振っていかないと、教育委員と市民との懇談会にはならないものですから、いつ、どんな矢が飛んでくるかわからないというつもりでいただくと有難いです。よろしいでしょうか。次へ行きます。</p> <p>「橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する報告」、事務局お願いします。</p> |
| 上原課長： | <p>資料No.6をご覧ください。この資料につきましては、進捗状況は随時ご報告させていただいており、今回は今月末で基本設計業務につきまして、概ね完了を迎えることができる予定となりました。そこで委員の皆様にご報告をさせていただくものです。はじめに、これまでの検討経緯です。この事業につきましては、建設予定地を決定してから、令和3年3月に地元説明会を開催後、建設事業の基本方針、遊びを通しての多様な体験機会の確保、自然とともに生きていく環境、明るく快適な暮らし空間の3つの項目を柱といたしまして、令和3年4月から児童福祉施設等整備検討委員会を設置し、令和4年7月までに合計6回、基本計画から基本設計に関する委員会を開催いたしました。この6回のうち4回はワークショップを行い、新園に対する各委員それぞれの立場から、思いや意見を出し合っただき、基本設計に反映いたしました。委員構成はここに記載してございます。保護者代表、地域の代表、こちらは地元町会長様です。学識経験者、遊びやデザインに関する代表者、医師会代表者、保育士の合計20名です。先月7月2日が最終の委員会となり、各委員の方からも完成が楽しみだという感想をいただいております。委員会と並行いたしまして、外観だけでなく建物の構造、設備等、参考にするための先進地視察も行いました。また設計業者との打ち合わせには、現場保育士、栄養士が同席し、打ち合わせも行い設計に反映をいたしました。また、この事業は、この子ども未来課だけではなく、庁内各担当専門部局、都市整備部、農政担当、消防部局、環境部局、防災交通部局などの協力を得て、現在も今後も引き続き事業を進めていくこととなります。基本設計業務委託事業者や委託金額等については記載のとおりでございます。基本設計に込めた思い、「～できる・かなう・しんじる・楽しむ 子どもの未来へ～」、これが基本設計に込めた思いでございます。イメージは「田んぼの中の秘密基地」です。それではA3資料をご覧ください。豊かな自然に囲まれた閑静な田園風景の中で、子ども</p> |

達のワクワクドキドキを引き出し安心と感動を与えることができる、自分達の秘密基地のような子ども未来園を目指していこうと考えております。秘密基地のような子ども未来園を実現するための視点は3つです。A3右上にもございます。「子どもが楽しい」「大人もうれしい」「地球にやさしい」、この3つの視点で実現を目指していきます。それではA3下、配置平面図をご説明させていただきます。主に5点ですが、未来園が子どもの遊び場・生活の場であるとともに、周囲の環境への配慮、維持管理、メンテナンスなどを重視したものです。1点目。園児の活動を考慮した「しずかなにわ」中庭と「にぎやか園庭」2つを配置しました。園児が思い切り遊べる広々とした南向きの園庭に加え、活動範囲の狭い低年齢児が安心して遊べる中庭を今回確保したものです。また、園舎南側に「やねしたテラス」というところがございます。ここは雨の日でも、夏に暑い日でも安心して子ども達が遊ぶことができる空間を設定しました。2点目です。保護者園児の登園降園につきまして、安全で円滑な送迎に配慮した環境づくりといたしまして、敷地南側、敷地内に駐車場の専用進入路を確保した上で、出入口駐車場の入退場を一方通行にすることで、近隣周辺の交通渋滞の緩和、そして敷地内の事故防止を配慮いたしました。3点目です。建物は平屋建て園舎といたしました。低層の平屋建て園舎により、田園風景にも調和した計画でございます。北側を未満児クラス、南側を幼児クラスの部屋の配置といたしました。延長保育や一時保育、地域交流室等は東側に配置しております。また、屋内外が連続的に繋がる環境によって、光や風も導入しやすい快適な環境を創出しようと考えております。4点目です。中庭「しずかなにわ」を囲むように口の字型プランとしています。平面図には「ぐるぐる縁側」と記載があります。この縁側で各保育室や遊戯室、図書コーナー、それぞれ各所が繋がって、子どもの探究心が途切れず、年齢を超えた交流が自然に生まれることをねらいとしています。中庭を介して見通しの確保をするとともに、園内の子ども達の移動のしやすさ、園児を見守りやすい環境も創出しております。5点目です。建物外周や保護者用の駐車場には、庇や屋根を設けます。駐車場の中央65台部分と園舎を繋ぐ部分に点線で囲っておりますが、ここは屋根を設置しようと考えております。荷物が多い保護者が安全に安心して送迎することができるような形となっております。本当にかいつまんだ主な配置プランをもとに、外観は左上のようなイメージといたしました。この外観イメージ図でいきますと数ヶ所、通常の屋根よりも高い部分がございます。この高い部分は、平面図で言いますと、遊戯室、やねしたテラス、図書コーナー、玄関部分で、天井を高くすることで、空間に広がりを持たせていくような設計といたしました。構造は鉄筋コンクリート造ですが、内装には木質化木の温かみにはこだわっていきたくて考えております。続きまして資料右側中段、先ほども少しお話をさせていただきました。ZEBについてです。ゼブと読みます。このZEBとは、ネットゼロエネルギービル

| | |
|--------------|--|
| | <p>略です。自然エネルギーの利用と高効率設備の導入により省エネを進めることで、年間で消費する建物のエネルギー量を削減するとともに、太陽光発電などによりエネルギーを創出し、快適な室内環境を実現しながら、エネルギーの収支のゼロを目指していこうと考えております。国レベルではございますが、地球温暖化対策ではエネルギー消費量を減らすことが必要とされており、愛知県においても、事務所やビル、商業施設などでは、温室効果ガス排出量は愛知県全体12.3%を占めているということでした。近年減少傾向にあります。さらなる削減が愛知県でも求められています。そのため、建物でのエネルギー消費を大きく減らすことができるZEBの普及が求められているところでございます。当初より新園整備につきましては、3つのコンセプトのうち、自然とともに生きていく環境の中で、自然環境や省エネルギーに配慮として太陽光発電などを想定しておりました。犬山市第二次環境基本計画におきましても、市民や事業者の取り組みについて、新設や建て替えの際はゼロエネルギー建築物や省エネ建物となるよう努めるとしております。この子ども未来園は市内公共施設の新設となることから、市としてZEB化推進の先駆けとして取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。今後のスケジュールは右下にお示しいたしました。今後実施設計、来年度から6年度にかけて建築関係工事を進め、令和7年4月開園を目指していきます。そして最後です。資料にはありませんが、現在園庭には遊具を配置する計画をしております。遊具は複合遊具となりますので、かなり高額なものとなるのではないかと想定しております。従いまして財源確保の観点から、ふるさと寄付金の仕組みを使った資金調達も考えております。時期といたしましては、本年10月から12月と来年10月から12月の2回に分けて、寄付を内外から募りたいと考えております。子ども達が遊んでみたくなるような、わくわくする遊具を設置できたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> |
| <p>教育長:</p> | <p>詳しい説明がありました。何かこれについてお聞きになりたいことがあれば、非常に夢のある園だなという感想を持ちました。特によろしいですか。では次へいきます。</p> <p>「犬山市認可保育所（仮）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集について」、事務局お願いします。</p> |
| <p>上原課長:</p> | <p>犬山市認可保育所（仮）新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザルの実施についてです。施設の老朽化や多様化する保育ニーズに対応するため、令和元年11月、子ども未来園施設整備10ヵ年計画を策定いたしました。この計画に基づき、旧市民プール跡地におきまして、既存の羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園の2園を統合し、併せて新園の整備と運営を移管するための民間事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式により募集を進めていきます。実施スケジュールは、9月1日より公募開始し、一次審査二次審査後、年明けには優先交渉権者を決定していく予定でございます。定員は、現在</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>の羽黒・羽黒北子ども未来園の園児を受け入れていただく園児数とし、概ね190人程度を想定いたしております。現在それぞれの園で実施している保育事業は引き継いでいただくこととします。今後のスケジュールは、本年度事業者を決定、令和5年度プール解体、令和5年度から7年度に選定事業者による新保育園の設計工事を実施し、令和8年4月開園の予定を目指していきます。</p> |
| 教育長: | <p>橋爪・五郎丸とほぼ歩調を合わせて、羽黒・羽黒北の新園のリニューアルというのですかね。進めていかなければいけない。本当に子ども未来課は大変な状況でありますけど、今、説明がありました。羽黒・羽黒北の関係で、何かご質問おありでしょうか。特によろしいですか。では次へいきます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p> |
| | <p>「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が特定できない事案は、どのように指導をしているか。 ・加害者が特定できれば個別に指導ができるが、それができない時はもう全体に指導するしか方法はない。被害にあった子どもの心に寄り添いながら、全体の指導を継続していく。不信感を招かないような指導をしていかなければいけないと思う。 ・複数学年に渡って同じような事案が起こっているのは、そういう子ども達が育ってしまうような指導はしていないかと思ってしまう。 ・通学班での事案は毎日のことなので、見守り事案で片付けてしまうのではなくて、継続していく事案なのかなと思った。 ・子ども達の間関係が作られていくに従って子ども同士のトラブルが増えるが、でも決してそれはいけないことではなくて、こういったことを早めに発見して、早めに適切に対応するということが大事である。 |
| | 自由討議 |
| 教育長: | 自由討議に移ります。発言はありますか。 |
| 事務局: | ありません。 |
| | その他 |
| 教育長: | 何かありますか。 |
| | ありません。 |
| | 閉会 |
| 教育長: | これを持ちまして、8月定例教育委員会を終了（11：35）させていただきます。 |

【次回開催】 定例教育委員会 9月30日（金）10時 401会議室